

河北町における部活動改革及び
地域クラブ活動に関するガイドライン

令和8年3月

河北町教育委員会

〈目次〉

I 河北町における部活動改革に係る基本的な考え方

- 1 部活動の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 部活動改革の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 部活動改革の理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 部活動改革のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 部活動改革の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

II 地域クラブ活動と認定制度

- 1 地域クラブの在り方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 地域クラブ認定制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 地域クラブ認定要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 地域クラブ認定要件の具体的な確認事項・・・・・・・・・・ 4
- 5 地域クラブ認定により想定される効果・・・・・・・・・・ 7
- 6 学校の部活動と地域クラブの違い・・・・・・・・・・ 8

III 地域展開の円滑な推進に向けての対応

- 1 河北町の体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 それぞれの役割分担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 参考① 外部サイト：関連リンク・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 参考② 河北町中学校地域クラブ登録 誓約書・・・・・・・・・・ 12

I 河北町における部活動改革に係る基本的な考え方

1 部活動の位置づけ

学習指導要領において部活動は、教育課程外の学校教育活動として位置づけられ、生徒の自主的、自発的な参加による活動とされており、本町では、令和5年度から部活動の任意加入制としている。

2 部活動改革の目的

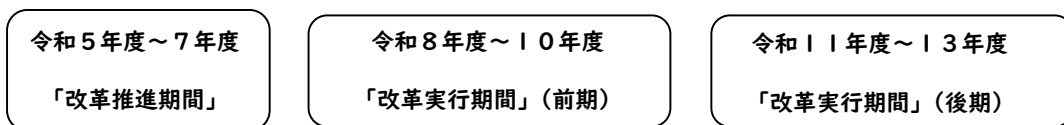
- ・生徒にとって望ましいスポーツ・文化芸術環境の構築
- ・教員の働き方改革の推進

3 部活動改革の理念

- ・急激な少子化が進む中でも、将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実させる。
- ・これまで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を、地域全体で関係者が連携して支えることで、生徒の豊かで幅広い活動機会を確保する。
- ・障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、すべての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備する。

4 部活動改革のスケジュール

国は、下記の3つの改革期間を設定し改革を推進する。



山形県では、令和8年度の「改革実行期間」(前期)の開始にあわせ、学校の部活動は平日のみとし、休日は原則行わないという方針を示している。

5 部活動改革の方針

令和8年4月から学校の部活動は、平日のみの活動とし、生徒が休日に活動したい場合は、『地域クラブ』で活動を行うものとする。また、町は『地域クラブ』が活動しやすい環境を整備し、部活動改革の責任主体として「河北町中学校における休日の部活動の地域移行に関する検討協議会」をはじめ、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開の円滑な実施に向けて企画・調整を行う。

II 地域クラブ活動と認定制度

1 地域クラブの在り方

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出する。

<学校部活動が担ってきた教育的意義の例>

- ① スポーツ・文化芸術・科学等の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな活動を継続する資質や能力を育てる。
- ② 体力の向上や健康の増進、感性・創造性・表現力を育成する。
- ③ 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- ④ 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- ⑤ 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係を形成する。

<地域クラブ活動において実現が期待される新たな価値の例>

- ① 生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツや総合文化芸術、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む。）
- ② 生徒の個性・得意分野等の尊重
- ③ 学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出
- ④ 地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流
- ⑤ 適切な資質・能力を備えた指導者による良質な指導
- ⑥ 中学校の部活動だけにとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブ活動の指導者による一貫的な指導

2 地域クラブ認定制度

認定要件を満たし、「河北町中学校地域クラブ登録規程」により登録申請を行い、認定された団体を、認定地域クラブと言い、その活動を認定地域クラブ活動として認める。

認定の有効期限は、登録年度の3月末までとする。

●河北町中学校地域クラブ登録規程（町ホームページ）



<https://www.town.kahoku.yamagata.jp/soshiki/shogai/syakaitaiiku/chiikiikoh/7159.html>

3 地域クラブ認定要件

下記の要件を満たすスポーツ・文化芸術活動を行う団体を認定地域クラブとして認定する。

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加することで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り安価な参加費等が設定されていること
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

4 地域クラブ認定要件の具体的な確認事項

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加することで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<確認事項>

- 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること
- 町が定める対象区域内に居住する生徒を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めることは認められない
- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること^{※3}

※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。

※2 児童・生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画・役割分担等の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供するもの。

※3 部活動の地域展開は、障がいのある生徒や運動・文化芸術活動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送ることができるよう、週2日以上以上の休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間以内、休日は1日3時間以内とし、週当たりの活動時間は11時間以内の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動を行うこと
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り安価な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 国が示す参加費等の金額の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り安価な参加費等が設定されていること

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
- 町が定める研修を受講し、地域クラブ活動に携わること
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
- あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険等に加入していること

⑥ 適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※1}
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※2}）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること
- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること
- 営利を主たる目的とせずに運営すること
- 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

※1 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※2 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校等と共有すること
- 生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること^{※2}
- 町が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと
- 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、町や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくことが必要になると考えられる。

5 地域クラブ認定により想定される効果

地域クラブ活動に関する認定制度を設け、町が地域クラブとして認定することにより、地域クラブは公的な支援を受け活動することができる。

<想定される認定効果>

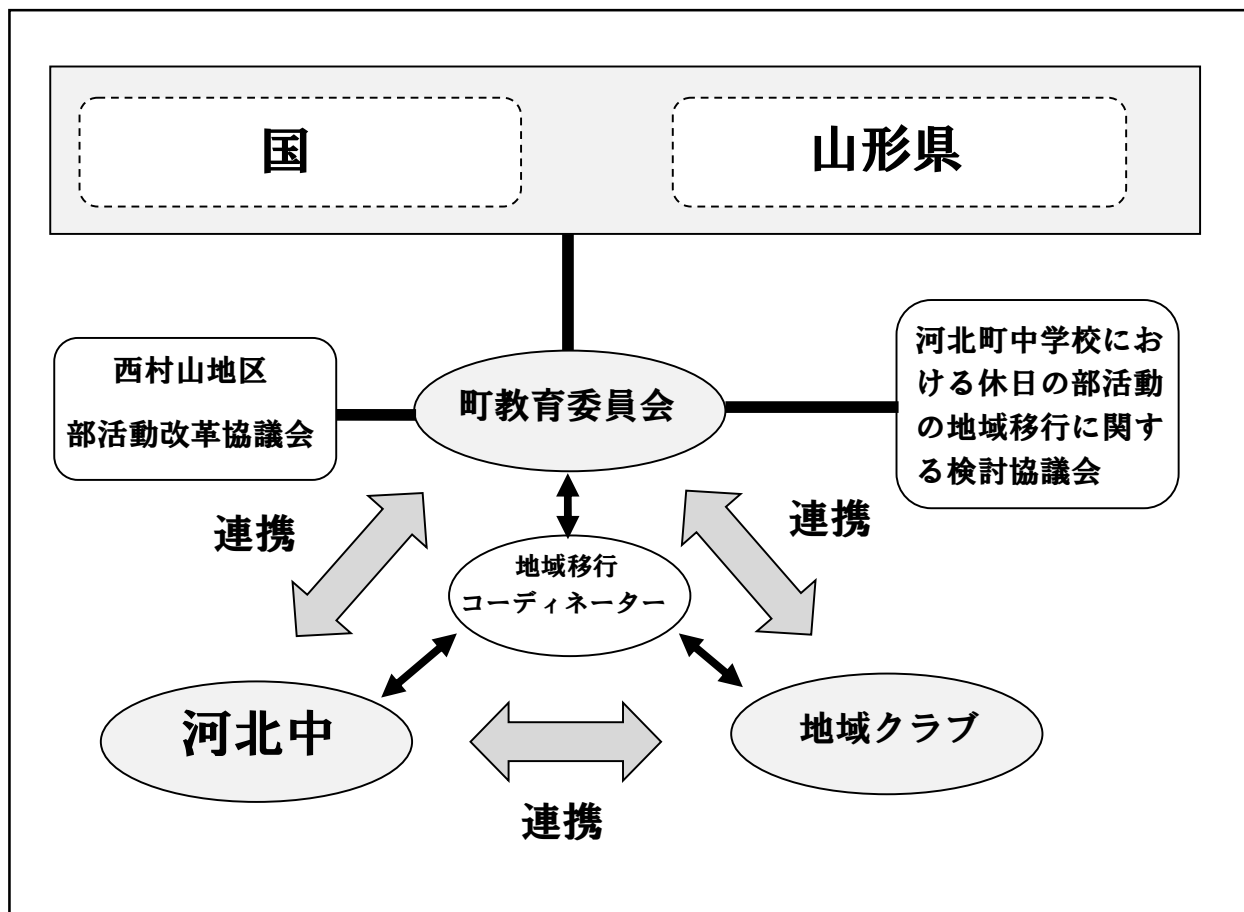
- 生徒・保護者等に対する町からの情報提供
- 地域クラブ活動の運営等への公的支援
(学校施設等の優先利用・利用料減免、学校備品等の活用等)
- 生徒の大会・コンクール等への円滑な参加の支援
(交通費・宿泊費の支援等)

6 学校の部活動と地域クラブの違い

区分	中学校部活動	地域クラブ活動
運営主体	学校	総合型地域スポーツクラブ、単一クラブ、スポーツ少年団、(民間クラブ)、競技団体、文化芸術団体、大学、地域学校協働本部、市町村等
対象	自校生徒	原則として地域の児童・生徒
主な指導者	教員(+学校が正式に委嘱した外部指導者)、部活動指導員	クラブ所属の指導者、地域のスポーツ・文化芸術指導者、保護者、部活動指導員、外部指導者、退職教員、兼職兼業許可を得た教員等 ※上記は全てクラブ指導者として指導
指導者資格	顧問：教員 部活動指導員：設置者が雇用 外部指導者：学校規定による	地域クラブが決定 ※日本スポーツ協会の公認指導者資格等を所持していることが望ましい 市町村や県が実施する地域クラブ指導者研修会に参加すること
指導者の報酬等	顧問：特殊業務手当 部活動指導員：設置者が定めた報酬 外部指導者：学校が定めた報酬	地域クラブが報酬額を決定
活動日	部活動方針に則った活動日	休日 ※平日も可であるが、過度な練習にならないようにガイドラインを遵守する
活動場所	学校等	学校、地域の公共施設、クラブの施設等
活動時間	平日 2 h 程度	平日 2 h 以内、休日 3 h 以内
運営費	部活動費、保護者会費等	受益者負担 (一部、行政の補助等)
保険	日本スポーツ振興センター	地域クラブで保険に加入
責任の所在	中学校	地域クラブ
参加可能な大会	休日の大会参加は行わない (中体連主催大会を除く)	中体連主催大会 (条件あり) その他の大会 (参加フリー)

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に向けての対応

1 河北町の体制図



2 それぞれの役割分担

①国の役割

- 地域展開等の推進に向けた全国的な取組方針等を示すとともに、好事例の収集・普及や、地方公共団体に対するきめ細かな支援等を実施
- 周知・広報や関係団体等・大学・民間企業との連携体制構築等を通じて、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等を実施

② 県の役割

- 広域自治体としてリーダーシップを発揮し、県全体としての改革方針を示すとともに、市区町村等に対するきめ細かな支援を実施
- 一つの市町村等では対応が難しく、広域での実施がより効果的・効率的な取組を中心に、地域展開等に向けた広域的な基盤づくりを実施

③ 町教育委員会の役割

- 改革の責任主体として、「河北町中学校における休日の部活動の地域移行に関する検討協議会」をはじめ、幅広い関係者との連携・協働の下、地域展開等の円滑な実施に向けて包括的な企画・調整を実施
- 特に、地域クラブ活動の位置付け（学校部活動が担ってきた意義の継承・発展と新たな価値の創出）を十分に踏まえ、豊かで幅広い活動が実現できるよう、地域クラブ活動の認定等や、運営団体等への支援・指導助言等を丁寧に実施

④ 西村山地区部活動改革協議会の役割

- 部活動改革における寒河江西村山地区内での連携を協議

⑤ 河北町中学校における休日の部活動の地域移行に関する検討協議会の役割

- 町の部活動改革の方向性及び基本的な考え方を検討する
- 構成員は、地域スポーツ・文化芸術団体、中学校、保護者、町とする

⑥ 地域移行コーディネーターの役割

- 地域クラブや中学校と連携・調整を行う

⑦ 中学校の役割

- 平日、部活動の実施
- 中学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携する

⑧ 地域クラブの役割

- 休日等の活動の「実施主体」
- 中学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間での活動方針等の共通理解を図ること。特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携する

参考① 外部サイト:関連リンク

- 部活動改革ポータルサイト

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/1372413_00003.htm

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/93972201.html>

- 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ

(令和7年5月)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/039_index/attach/1420653_00001.htm

- 運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月文部科学省)

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/06/12/1372445_1.pdf

- 令和6年度地域スポーツクラブ活動整備事業(地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業)事例集(令和7年8月スポーツ庁)

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250901-spt_oripara-000028260_01.pdf

- 「令和6年度 文化庁活動改革(部活動の地域移行に向けた実証事業等)」事例集

(令和7年7月文化庁)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/geijutsubunka/sobunsai/pdf/94268701_01.pdf

- 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果(確定値)(令和7年5月スポーツ庁・文化庁)

<運動部>https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_05.pdf

<文化部>https://www.mext.go.jp/sports/content/20250515-spt_oripara-000042251_06.pdf

- 「地域スポーツクラブ活動アドバイザー事務局」HP(地方公共団体等を対象としたワンストップ相談窓口)<https://sports-club-advisor.jp/>

- 教師等の兼職兼業について(通知、手引きなど)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/jinji/mext_02032.html

参考② 河北町中学校地域クラブ登録 誓約書

河北町中学校地域クラブ登録 誓約書

私たちの地域クラブは、

- 暴力・暴言・ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許しません。
- 認定地域クラブ活動認定要件を遵守し、活動を行います。

令和 年 月 日

河北町教育委員会 教育長 様

団 体 名

代表者氏名